

「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画素案に関する意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

○ 意見募集期間

平成29年12月20日（水曜日）から平成30年1月21日（日曜日）まで

○ 提出された意見の概要

- ・ 提出意見件数 81件
- ・ 意見提出者数 25人・団体（個人；20人、団体；5団体）※ 団体と判明できるもの以外は個人として集計しました。

○ 意見内容及び計画への反映状況

No.	意見内容	件数
1	計画の概要	0
2	本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	4
3	今後取り組むべき重点事項等への対応	0
4	施策の展開（ひとづくり）	23
5	施策の展開（地域（まち）づくり）	12
6	施策の展開（しくみづくり）	18
7	その他	24
合 計		81

No.	県の考え方	件数
1	新たな計画案に反映しました。	45
2	新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	0
3	今後の政策運営の参考とします。	10
4	反映できません。	6
5	その他（感想・質問等）	20
合 計		81

平成30年3月

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画素案に関する意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

意見内容区分 1；計画の概要 2；本県における地域福祉を取り巻く状況の変化 3；今後取り組むべき重点事項等への対応 4；施策の展開（ひとづくり）
5；施策の展開（地域（まち）づくり） 6；施策の展開（しくみづくり） 7；その他

意見反映区分 1；新たな計画案に反映しました。 2；新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。
3；今後の政策運営の参考とします。 4；反映できません。 5；その他（感想・質問等）

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
1	2	17ページ「児童のいる世帯」とは、「母子世帯以外の児童のいる世帯」ではないのか。そうならば、わかるように記載した方が良い。	1	出典の厚生労働省「国民生活基礎調査」による用語の説明によると、「児童」とは「18歳未満の未婚の者」をいい、母子世帯とは「死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女性と20歳未満のその子のみで構成している世帯」をいいます。 ご意見を踏まえ、上記について該当箇所に説明（注）を記載しました。
2	2	掲載データについて、生活保護に関するものは掲載されているが、生活困窮の制度として多くの相談件数があること等のデータを掲載してはどうか。	1	「第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化」25ページに、生活困窮者自立支援制度における支援状況について記載しました。
3	2	「本県における地域福祉を取り巻く状況の変化」の中で、現行の計画にはなかった「子どもを取り巻く状況」について分析されており、また、「施策の展開」でも、子どもの貧困対策など子どもを対象とした取組みについて構成事業とされており、現行計画よりさらに地域福祉支援計画として充実したものになっていると感じた。	5	ご意見を踏まえ、引き続き、子どもの貧困対策等の取組みを推進してまいります。
4	2	「本県における地域福祉を取り巻く状況の変化」の中の「1 人口・世帯構造の変化」を見て、今後の神奈川県の状況がよく分かった。今後は、高齢者をはじめとした地域の人々が積極的に地域福祉に関わるべきだと思う。	5	ご意見を踏まえ、地域住民が積極的に地域福祉に関わるよう取組みを進めてまいります。
5	4	38ページ等【主な目標】において統計資料を出す場合、「・・・調べ」など「出所」をはっきりさせる方が良いと思う。	1	ご意見を踏まえ、【主な目標】の実績について、出典を記載しました。
6	4	41ページ 支えられる側も、支える側となりうるための取組みも入っているとよい。	1	ご意見の取組みについては、支援策9「地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。」において進めてまいります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
7	4	51ページ【認定社会福祉士制度】の「～平成26年4月、認定社会福祉士認証・認定機構が、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。」と「～が、～が創設されました。」と主語（～が）が2回続くので、一つ目の「～が」を「～により」に変えた方が良い。	1	ご意見を踏まえ、「～平成26年4月、認定社会福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。」に修正しました。
8	4	51ページ【認定社会福祉士制度】の「～平成26年4月、認定社会福祉士認証・認定機構が、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。」と「～が、～が創設されました。」と主語（～が）が2回続き、わかりにくい。	1	ご意見を踏まえ、「～平成26年4月、認定社会福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。」に修正しました。
9	4	37ページ 7～8行目「深刻な問題となりつつあります。」は「深刻な問題となっています。」の方が適切ではないか。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を「深刻な問題となってきています。」に修正しました。
10	4	54ページ「取組事例」18行目「龍野市」は神奈川県内の市町村ではないので、「兵庫県龍野市」とした方がわかりやすい。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を「兵庫県龍野市」に修正しました。
11	4	現在の計画では、民生委員・児童委員の取組みに対して、支援策4としてまとめられているが、今回の素案では、支援策3に含まれる形となっている。民生委員・児童委員も地域福祉の担い手のひとつではあるが、支援策3にまとめてしまうことで、民生委員・児童委員の存在や、県としての民生委員・児童委員に対する支援が埋没して見えないか。 民生委員・児童委員の充足率を維持すべく、日ごろ尽力している市町村を、県は支援しているという姿勢を、紙面にも表してほしい。	1	民生委員・児童委員への支援については、今回の素案では「支援策3」とともに、「支援策9」にも位置付けています。 ご指摘の市町村への支援については、60ページにおいて、「民生委員・児童委員の担い手確保の好事例などを共有するための市町村間の情報交換の場を設置する」こととしており、引き続き、市町村への支援に努めてまいります。
12	4	中柱「「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成」においては、主な目標がイベント開催に偏重している印象がある。「地域の実践情報の普及」等についても入れていく必要があるのではないか。	1	ご意見について、改定計画では、地域における実践情報として、新たに市町村等における取組事例を紹介しています。ご意見を踏まえ、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた取組みを一層推進してまいります。
13	4	39ページ記載の、認知症サポーター及びオレンジパートナーについて、オレンジパートナーが神奈川県独自の事業であることを記載したほうがよい。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を次のとおり修正しました。 「～「オレンジパートナー」としてボランティア登録して活動の場の情報提供を行う県独自のしくみを構築することにより、～」

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
14	4	39ページ記載の、認知症サポーター及びオレンジパートナーについて ・ 認知症サポーターとオレンジパートナーとの役割、内容の違いが見えにくい。	1	ご意見を踏まえ、第6章の「用語の説明」に、「認知症サポーター」と「オレンジパートナー」を記載しました。
15	4	39ページ記載の、認知症サポーター及びオレンジパートナーについて 養成ばかりに偏らず、活動の場を広げていくことが先決ではないか（今の状態では、研修を受けても実際に活躍する場の情報提供が少ない）。	1	オレンジパートナーの養成とともに、活動の場の提供を市町村や家族会に依頼しています。今後も具体的な活動事例などを広報するなど、活動場所の情報提供に努めてまいります。
16	4	「支援策4 地域福祉コーディネーター～」は、多様に入っているが、38ページにあるように、まだ人材育成についてはこれから「検討」ではないか。そもそも、地域福祉コーディネーターは「専門人材」のベースになっているのか、「地域住民」ベースになっているのか。市町村社協においても、名称がしっかりこないとしてようやく整理をしてきているところなので、地域の実情をまずは把握すべき。「期待される役割」にも色んなレベルが混在しており、位置づけの整理、説明が不十分に伺える。様々なコーディネーターが配置されていく中で、連携してより効果的に進めて行く為に、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーターの役割を明確化する必要がある。	1	ご意見については、43ページに記載のとおり、今後「地域福祉コーディネーター」に求められる専門的な知識や技術について整理するとともに、市町村等で行う研修等の人材育成と整合を図ってまいります。
17	4	44ページの＜地域コーディネーターに期待される役割＞について、「地区社会協議会」の役割は増しているのので、この文字も入れていただきたい。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、該当箇所を次のとおり修正しました。 修正前：社協職員（県・市町村） 修正後：社協職員（県・市町村等）
18	4	地域福祉コーディネーターと、生活支援コーディネーターとの比較、役割分担の記載が必要ではないか。	1	ご意見については、43ページに記載しているとおり、今後、「生活支援コーディネーター」等それぞれの役割を整理し、人材育成に取り組んでまいります。
19	4	43ページの○の3（介護支援専門員）、4（主任介護支援専門員）、5（地域包括支援センター職員）、9（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者）は、地域福祉コーディネーターではない。支援策5に位置付ける方が適切ではないか。	3	ご意見を参考に、地域福祉コーディネーターについて、今後整理してまいります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
20	4	支援策1の、ともに生きる社会の実現に向けたイベントについて、現在のような内容では「ともに生きる」ことにつながると思えない。お祭りをやっているだけで、その中に当事者はいない。 他の施策でもイベントの記載があるが、当事者団体、関係団体を主体とした内容にすることを明文化してほしい。 相模原の事件を契機に憲章ができ、イベントが開催されたと思うが、その状況を知るような機会は企画になかったことを残念に思った。	3	ご意見を踏まえ、当事者団体や関係団体と連携して取り組んでまいります。
21	4	第4章「施策の展開」において、「寄附文化の醸成と寄附金の効果的活用に向けた取り組みの実施」として、「地域福祉活動の充実に向けた取り組みの実施」や「地域福祉推進実践の充実にむけた取り組みの実施」を加え、県社会福祉協議会にて実施しているともしび基金等の実践を記載してはどうか。	3	「ともしび基金」については、神奈川県社会福祉協議会の事業ですので、計画へは記載しませんが、ご意見を踏まえ、県民の意識の醸成について取り組んでまいります。
22	4	39ページ記載の、認知症サポーター及びオレンジパートナーについて認知症サポーター支援の今後の方向性が不明確。オレンジパートナー養成研修については、県で実施は2年くらい、ゆくゆくは市町村が実施していくということを考えているようだが、具体的にどのような段階を経てどのような状況を目指すのか記載すべき。	3	ご意見を踏まえ、今後の方向性については、各市町村においても、認知症サポーターのフォローアップや、地域での活動支援について取り組みを検討し、市町村の取り組みの進捗を確認しながら、県としての役割を検討してまいります。
23	4	福祉教育については、学校により、取り組みの差があるので、県や市は、まずは学校との連携を密にするべきではないか。	3	ご意見を踏まえ、今後も引き続き、福祉に関する教育の取組事例などを周知し、取り組みを推進してまいります。
24	4	横浜・川崎以外で公共交通に関する障がい者への何らかの補助を付け加えてほしい。	5	公共交通機関の交通運賃については、各交通事業者の協力により、身体・知的障がいの方への割引が実施されており、他都道府県においても運賃割引の補助を実施しているところはなく、本県においても、運賃割引については検討をしておりません。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
25	4	38ページ「福祉介護人材の確保・定着対策の推進」について、福祉介護分野への就労支援の目標数が書かれているが、主にどのような職種で統計をとっているか不明。また、目標値が累計になっているが、就業しても辞めてしまう場合もあり、単純に合計できないのではないか。	5	福祉介護分野への就業者目標数に関しては、福祉統計でお示している福祉人材センターの職業紹介等で扱う高齢・障がい・児童の各福祉分野での関係職種を対象として目標値の設定をしました。 目標値は、福祉介護人材の確保数の累計としましたが、確保した人材の定着が促進されるよう取組みを進めてまいります。
26	4	49ページ「力 潜在的な福祉介護職員の再就労支援」とあるが、具体的な方法が厚労省の示す資料だけでは、全く効果は期待できない。どのように広報していくのか具体策が神奈川県として必要。	5	ご意見につきましては、多くの方に研修や職場体験の機会を活用していただけるよう、介護サービス事業所や介護関係団体等への周知や、県のたよりやタウン誌等による広報を実施しているところですが、より効果的な広報について取り組んでまいります。
27	4	各支援策に書かれている「（民間）」とは、どこを指すのかわかりづらい。	5	実施主体の「民間」とは、公的機関に属さない団体や人などを指しています。
28	5	71ページの厚木市の取組事例の下から6行目「地域福祉推進協議会」は「地域福祉推進委員会」ではないか。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を「地域福祉推進委員会」に修正しました。
29	5	支援策13 手話通訳者不足を解消するために、手話通訳の養成、その養成を担当する講師の養成に力を入れ、手話通訳者を増やすことを明文化してほしい。 情報提供の充実には手話通訳者が必要であり、人を増やすことも明記してほしい。	1	ご意見を踏まえ、支援策13に次のとおり記載しました。 「○ 手話通訳者の養成を担当する講師を育成し、手話通訳者養成の水準を高め、拡充を図ります。（県）」
30	5	支援策14 災害多言語支援センターは外国人が対象となっているが、言語という意味では「手話」も同様である。同じ日本人だが、手話という言語を必要とする人に対しての言語の保障についても何らかの形で明記が必要だと思う。	1	ご意見については、支援策14の「エ 要配慮者支援の充実」において、聴覚障がい者も含めて、取り組んでいくこととしています。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
31	5	66ページ「イ 手話の普及」3つ目の○ 知事の対話の広場など、他にも手話通訳を置いているので「知事定例記者会見に」を「知事定例記者会見等に」とした方が合っている。記者会見だけだと狭い取組みに受け止められる。	1	ご意見を踏まえ、66ページ「ア 情報提供の充実」に、「県のたより」の点字版・録音版の配付及びテレビ神奈川の「カナフルTV」における手話の実施や、その他県のイベント等での手話通訳者配置の充実について記載しました。
32	5	59ページ「ア ボランティア活動の推進」の中に「セルフヘルプ等当事者団体の活動を支援」が入るのは違和感がある。(1) 地域における支え合いの推進の柱であることも気になるが、見出しが「ア ボランティア活動、当事者活動の推進」であれば、良いのではないか。	1	ご意見を踏まえ、59ページ「ア ボランティア活動の推進」を「ア ボランティア活動及び当事者活動の推進」に修正しました。
33	5	59ページ「ア ボランティア活動の推進」の○の2つ目 セルフヘルプに関わる説明分として、「共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の普及啓発、活動場所の確保、団体の立ち上げ等、活動を支援します。」としていただきたい。	1	該当箇所は、当事者団体が行う普及啓発や活動場所の確保等に関する支援も含めて、「当事者団体の活動を支援します。」と表記しています。
34	5	59ページ「市町村ボランティアセンターの機能強化の支援」において、具体的目標と支援内容・方法を明記いただきたい。	1	市町村ボランティアセンターの機能強化については、市町村それぞれの地域の状況に合わせた支援が求められており、一律の目標設定はなじみにくいため、ご意見を踏まえ、支援内容について、次のとおり記載しました。 「○ 市町村ボランティアセンター職員の育成に向けた研修の実施など、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援し、地域におけるボランティア活動を支援します。」
35	5	「地域における支え合いの推進」において、県と県社会福祉協議会とで実施している「子ども・若者の居場所づくりの推進」に関しては触れないのか。	1	子ども・青少年の居場所づくりの推進については、平成28年度から、市町村や地域団体など、関係機関と連携しながらモデル的に取り組んでいます。ご意見を踏まえ、59ページに次のとおり記載しました。 「○ 市町村や地域団体など、関係機関と情報共有等を行い、地域における子ども・青少年の居場所づくりの取組みを促進します。(県)」

整理番号	意見内容区分	意見要旨 ※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
36	5	平成29年12月15日に、第3回かながわ福祉人材センター運営委員会が開催され、そこでの議題でも、福祉・介護人材の確保に向けた今後の事業展開について検討が行われ、まだまだ、人材確保が十分には成果を上げていない現状が明らかになっている。今後の人口動態を見れば、福祉・人材の確保に向けた取組みは重要課題であるとする。「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携しての取組みは大変重要な事と思うが、資料配布や希望校への出張介護事業だけではなく、更なる積極的な取組みが必要ではないかと考える。	1	改定計画において、支援策6に学生、生徒、児童への福祉介護の仕事の魅力啓発を位置付け、高校生のみならず、将来の福祉介護人材を支える人材の確保につなげていきます。 ご意見を踏まえ、今後も引き続き、専門的な福祉介護人材の確保に向け、若年層等へ福祉介護の魅力を伝える取組みを進めてまいります。
37	5	バリアフリーのまちづくりについては、1年に1回のイベントだけではなく、年間を通してのポスター掲示などの常時の啓発活動が必要ではないか。	3	県では、「バリアフリーフェスタかながわ」の開催のほか、各保健福祉圏域における普及啓発や、一都三県共同での駐車場適正利用に向けた啓発活動など、年間を通して様々な普及啓発活動を行っており、今後も引き続き啓発に努めます。
38	5	59ページ「地域における支え合いの推進」に、医療機関へのバリアフリーの推進(補助金)に関する内容を追加してほしい。	4	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、既存の公共的施設の設置管理者は、規則で定める整備基準に適合するよう整備に努めなければならないとしております。医療施設は公共的施設と位置付けられており、医療施設についても、バリアフリー化は条例を踏まえ、基本的に設置管理者が進めていくべきものと考えているため、反映できません。
39	5	老人クラブが活動の中心となり、友愛チームの活動を展開、高齢者の増加、一人暮らしの増加で対象者が年々増加を続ける中、活動費(県)18,000円+(市町村)5,000円=23,000円を、対象者3人→5~8人、訪問者6人→8人の増で(県)25,000円+(市町村)5,000円+αの増額をお願いしたい。	5	老人クラブへの援助については、老人福祉法に基づき実施しているところです。今後も、厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に沿って事業を実施する老人クラブ等に対して助成を行ってまいります。
40	6	高齢者、障がい者の権利擁護に関する事業の位置付けされているが、児童に関する事業の記載がない。児童の権利擁護に関する支援の記載も必要ではないか。	1	ご意見を踏まえ、支援策18に、子どもの権利擁護に関する事業について、次のとおり記載しました。 「○ 「子ども人権相談室事業」において、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」や施設職員を対象とした人権擁護研修、基幹的職員研修を実施し、子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進します。(県)」

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
41	6	<p>※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。</p> <p>高齢者、障がい者の福祉サービス利用に関する情報公表制度の実施についての位置付けがない。福祉サービス利用を支援する仕組みとして必要ではないか。また、子ども・子育て支援に関する情報を提供する仕組みについても同様に記載が必要ではないか。</p>	1	<p>※記載のページは、改定計画のページを記載しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、支援策18に、介護サービス情報公表、障害福祉サービス事業所情報提供、子育て支援情報の提供に関する事業について、次のとおり記載しました。</p> <p>「○ 介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が介護サービス事業者から介護サービスに関する情報について報告を受け、事実かどうか確認が必要なものを調査した上で公表する介護サービス情報公表制度の円滑な実施に取り組みます。また、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」において、介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。（県・民間）」</p> <p>「○ ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」において、障がい者等が、個々のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、県内に所在する障害福祉サービス事業所等に係る情報を広く県民に提供します。（県）」</p> <p>「○ ウェブサイト「子育て支援情報サービスかながわ」において、行政サービス情報、幼稚園や保育所等の施設情報とともに、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報等、子育て支援に関する情報を広く県民に提供します。（県）」</p>
42	6	<p>73ページ【課題】の14行目「刑務所出所者等の」となっているが、「犯罪をした者等の」の方が適切ではないか。</p>	1	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、幅広い対象者を表すため、該当箇所を「矯正施設退所予定者等」に修正しました。</p>
43	6	<p>80ページ「イ 未病の改善」に「オーラルフレイル予防・改善」に関する内容を追加していただきたい。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、支援策19に、オーラルフレイル予防・改善に関する事業について、次のとおり記載しました。</p> <p>「○ 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取り組み）やオーラルフレイル（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策など、ライフステージに応じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉等の関係者が連携した歯科保健対策を推進します。</p> <p>また、歯と口腔の健康づくりを推進するため、口腔機能向上等の重要性について普及啓発を主体的に実施する県民ボランティア（8020運動推進員）の養成及び育成に取り組み、その活動支援を行います。（県）」</p>

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
44	6	80ページ「支援策19 高齢者、障がい者や児童等、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。」について、高齢者は認知症の記載があるが、障がい者の社会参加や児童のことについて触れなくて良いか。	1	支援策19については、「人生100歳時代の設計図」の取組みや未病の改善といった、誰もがいきいきと暮らすことができるような県の取組みを記載しています。ご意見を踏まえ、子どもの未病対策に関わる事業を追加し、また、支援策19を「人生100歳時代の設計図や未病改善の取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。」に修正しました。
45	6	「支援策18 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守る取組みを行います」とあるが、「尊厳」は「守る」ものか。かながわ高齢者保健福祉計画（改定計画素案）では、「高齢者の尊厳を支える取組みの推進」と整理されている。「権利」であれば「守る、擁護する」ものだと思うが、「尊厳」であれば「支える」とする方がよいのではないか。	1	ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 ・支援策18 「高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守る取組みを行います。」 ・「3 しくみづくり」の中柱（2） 「高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実」
46	6	73ページ「3 しくみづくり」の「課題」において、「地域における権利擁護の推進」を明記していただきたい。	1	ご意見を踏まえ、73ページ【課題】の6行目から11行目までを次のとおり修正しました。 「また、高齢者、障がい者や児童への虐待（相談）件数の増加、県内の自殺者数をみると、虐待の未然防止や迅速な対応、自殺対策等、いのちや尊厳を守る取組みの強化や、地域における権利擁護の推進が必要であるととも、～」
47	6	74ページ「高齢者・障がい者や児童等の尊厳を守り、いきいきとした暮らしの支援」について「成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実施体制の確保」を明記していただきたい。	1	ご意見のあった、「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」「苦情解決制度」については、いずれも支援策18の中で記載しています。
48	6	79ページ「エ 福祉サービスの利用援助」について ・「判断能力が十分でない方」を「判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が安心して自立した生活を送るため」とされたい。 ・「福祉サービス利用援助事業」を「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」とされたい。 ・「相談や支援を行う「専門員」や、具体的な支援」を「相談支援業務や個別計画を行う「専門員」や、具体的な訪問支援」とされたい。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を次のとおり修正しました。 「判断能力が十分でない方」を「判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために」とします。 「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」とします。 「相談や計画を行う「専門員」や、具体的な支援を行う」を「相談を受け支援計画を作成する「専門員」や、具体的な訪問支援」とします。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
49	6	75ページ「支援策16 課題等を抱える当事者活動を実施します。」において、セルフヘルプ・グループ活動として支援者会議、交流会、懇親会、ワーキングを開催しているが、「報告会」は開催していない。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所の文言を修正し、「報告会」を削除しました。
50	6	75ページ「支援策16 課題等を抱える当事者活動を実施します。」とあるが、セルフヘルプ・グループ支援は神奈川の特徴ともいえる取組みであるので、「取り組み事例」として特出しできると、県らしさが伝わりやすくなるのではないか。	1	ご意見を踏まえ、76ページに、セルフヘルプ・グループ支援に関する取組みについて記載しました。
51	6	刑務所出所者にとって大きな課題の一つに就労問題があり、この計画には就労支援などが掲載されているので、大いに期待する。神奈川県でも、ぜひ職員として採用いただけるような取組みを検討していただきたい。	1	ご意見を踏まえ、支援策22に次のとおり記載しました。 「○ 保護観察対象者の民間企業等への就労につなげるため、県の非常勤職員としての雇用に向けて取り組みます。（県）」
52	6	80ページ「イ 未病の改善」3つ目の○4行目 「役割を担ってまいります。」は「役割を期待します。」とした方がよいのではないか。	4	「未病サポーター」には、未病の考え方や未病改善を実践することの大切さなどについて、地域での普及啓発をお願いしていますので、「役割を担ってまいります。」と記載しています。
53	6	74ページ 2つ目の○「生活困窮者等の自立支援」の5行目 「矯正施設退所予定者等の～」となっているが、「犯罪を犯した者等」の方が適切ではないか。	4	厚生労働省の「地域生活定着促進事業実施要領」の「1目的」を引用して記載しています。
54	6	85ページ「イ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援」とあるが、「矯正施設収容中の者等の社会復帰支援」の方が適切ではないか。	4	厚生労働省の「地域生活定着促進事業実施要領」の「1目的」を引用して記載しています。
55	6	85ページ「イ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援」一つ目の○1～2行目「～矯正施設退所予定者が、退所後、」とあるが、「矯正施設収容中の者が、出所後～」の方が適切ではないか。	4	厚生労働省の「地域生活定着促進事業実施要領」の「1目的」を引用して記載しています。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
56	6	支援策22は「矯正施設退所予定者等の～」となっているが、「犯罪を犯した者等」の方が適切ではないか。	4	支援策22では、矯正施設退所者及び退所予定者を対象とした地域生活定着支援事業も位置付け、取組みを進めていることから、「矯正施設退所予定者等の」と表現させていただきます。
57	6	75ページ「イ 包括的支援体制の整備」について、補助金等、具体的な支援内容が固まっていればお示しいただきたい	5	包括的支援体制の整備の具体的な支援内容については、今後、市町村における整備状況を確認しつつ、検討してまいります。
58	7	100ページ 介護福祉士 「身体上または精神上的の障害」とあるが、知的障害施設でも介護福祉士はいるので、「身体、知的、精神の障害」とした方がよいのではないか。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を次のとおり修正しました。 「身体、知的または精神の障がいがある」
59	7	101ページ かながわ高齢者保健福祉計画 「神奈川県らしい高齢者保健福祉施策の」とあるが、神奈川県らしさの記載がないので、削除するか、「本県の高齢者保健福祉施策の」とした方がよい。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を次のとおり修正しました。 「～介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、本県の高齢者保健福祉施策の総合的な推進を定めた計画」
60	7	102ページ 社会福祉士 「身体上または精神上的の障害」とあるが、知的障害施設でも社会福祉士はいるので、「身体、知的、精神の障害」とした方がよいのではないか。	1	ご意見を踏まえ、該当箇所を次のとおり修正しました。 「身体、知的若しくは精神の障がいがある」
61	7	102ページ 更生保護施設 「刑務所出所後、帰る場所がない～」とあるが、「犯罪を犯した者等で、住む場所がない～」の方が適切ではないか。	1	当該箇所について、法務省のホームページにおける「更生保護施設」の説明から引用し、次のとおり修正しました。 「矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供や、生活指導、職業補導などを行うことで、自立を援助する民間の施設。」

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
62	7	<p>※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。</p> <p>以下の用語説明を追加いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「オレンジパートナー」 ・ 「認知症サポーター」 ・ 「セルフヘルプ・グループ」 ・ 「精神保健福祉士」 	1	<p>※記載のページは、改定計画のページを記載しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、第6章の「用語説明」に次のとおり記載しました。</p> <p>【オレンジパートナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーターにステップアップ講座や活動先に関する情報提供を行い、「オレンジパートナー」としてボランティア活動をしていただく県独自の取組み。 <p>【認知症サポーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する人。全国で養成され、サポーターの証としてオレンジリングが配布される。 <p>【セルフヘルプ・グループ】（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会ホームページから一部引用）</p> <p>共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループ。仲間と出会い、気持・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動をしている。</p> <p>【精神保健福祉士】</p> <p>専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている者等の、地域相談支援の利用やその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職。</p>
63	7	<p>精神障害者への支援や自殺に関する記載があるため、精神保健福祉士について用語説明する文章を記載した方がよい。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、第6章の「用語説明」に次のとおり記載しました。</p> <p>【精神保健福祉士】</p> <p>専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている者等の、地域相談支援の利用やその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職。</p>

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
64	7	地域福祉コーディネーターについて、用語説明する文章を記載した方がよい。	1	ご意見を踏まえ、第6章の「用語説明」に次のとおり記載しました。 【地域福祉コーディネーター】 地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材。
65	7	地域住民と協働で進めていく計画のため、施策のなかにも、地域とともに取り組むものやそのための仕組みづくりの視点があるとよい。	1	地域住民との協働については、支援策9における、地域住民等の活動による支え合いへの取組みや、支援策19における、人生100歳時代の設計図の取組みを位置付けています。
66	7	「第5章 計画の推進体制」で「ともに生きる社会推進協議会（仮称）」との記載があるが、「福祉21推進会議」とはどう違うのか。屋上屋を重ねるだけなら既存会議を活用する方がよいのではないか。	3	分野横断的な協議会については、外部有識者等による会議を想定しており、庁内会議である「福祉21推進会議」とは異なります。また、ご意見を踏まえ、協議会の設置に当たっては、既存の会議等の活用も含め、実施に向け検討してまいります。
67	7	かながわ高齢者保健福祉計画と神奈川県障がい福祉計画に比べ、具体的な数値目標が記載されていないので、次回の計画改定では、出来る限り数値目標を入れてほしい。	3	ご意見を踏まえ、次期計画改定時には、出来る限り数値目標を記載するよう検討してまいります。
68	7	平成29年12月12日付厚労省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」で示された「都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項」のうち、触れられていない項目もあり（寄附や共同募金等の取組の促進等）、記載を検討すべきではないか。県の計画を受けて市町村でも計画内容を検討していく基ともなるものなので、市町村地域福祉計画支援という点も念頭に入れて検討いただきたい。	3	ご意見を踏まえ、厚労省通知で示された項目で計画に記載していないものについても、今後、取組みを充実するよう進めてまいります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
69	7	各個別計画との関係では、ただ内容を転記するのではなく、各個別計画の性格に沿った形で表現する必要がある。例えば、「生活支援コーディネーター」について、高齢者福祉の視点からは、「地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、」が大きいですが、それだけでは十分ではない。一方、地域福祉の視点からはどうかと考えると、地域の中での支え合い、ボランティア活動等の推進等を目標に据えられる（41頁8行目～、43頁21行目～他）。併せて、103頁の「生活支援コーディネーター」の説明は、高齢福祉に限定された説明となっている。地域包括ケアシステムや地域福祉における視点に乏しいと伺える。	3	ご意見を踏まえ、今後、地域福祉における「生活支援コーディネーター」の役割について検討してまいります。
70	7	制度設計として行政視点で策定されている印象であったので、中学校区を基本として相談窓口の一本化を図る等の住民視点での計画の策定を検討いただきたい。	5	県地域福祉支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのものであり、中学校区を基本とした相談窓口等については、市町村が地域の実情を踏まえ、地域福祉計画に記載すべき内容と考えています。
71	7	こういった意見募集については、専用のわかりやすいフォームを作るべきではないでしょうか。	5	ご意見を踏まえ、計画改定時のパブリックコメントでは、わかりやすい記入様式を作成するなど、広く県民からご意見をいただけるよう努めてまいります。
72	7	障害の「害」をひらがなにするのに何らかの当事者を交えての議論はあったのでしょうか？私はあらゆる意味でこれに反対します。	5	障害の「害」の字については、様々な御意見をいただいておりますが、「害」の字を不快に思われる方もいることから、今回の計画ではひらがなを使用しております。
73	7	前回の改定の際には、素案とともに概要版があったように思うが、今回はないのか。膨大な量の計画書を掲載されても、要点がつかめない。いろいろな立場の人から多くの意見をもらうのが目的なら、概要版はあってもよいのではないかと。完成版には、ぜひ作成していただきたい。	5	ご意見を踏まえ、今後、概要版の作成について検討してまいります。また、計画改定時のパブリックコメントでは、概要版等要点を記載した資料を作成するなど、広く県民からご意見をいただけるよう努めてまいります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
74	7	全国健康福祉祭は、各関係団体の役割を早く知らせてほしい。県、横浜、川崎との打合せもする必要がある。	5	平成33年度全国健康福祉祭の神奈川県開催については、平成29年5月に、共同開催者である横浜市・川崎市・相模原市や福祉関係団体、スポーツ関係団体等で構成する「実行委員会設立準備会」を設置しました。今後、本準備会で、開催種目や開催地、会期等について、市町村や競技団体等と調整を行い、今後、関係者や関係団体等の代表者で構成する実行委員会を設立し、基本構想を決定したいと考えています。
75	7	全体として、高齢、児童、障がい等の分野を網羅した形になっているので、これまで以上に県民の福祉のために策定されているように実感できる計画となっている。今までの計画はどちらかというと、市町村行政や関係機関・団体向けに冊子化されているように受け止められがちだったが、今回は今まで以上にグラフを多用したり、わかりやすい表現となっており、学生・生徒の福祉教材としても使えるのではないかと。また、県内市町村等の好事例を適宜紹介していることも具体的にイメージしやすく、わかりやすさを増している。それぞれの地域、それぞれの立場で活用できる計画だと思う。	5	ご意見を踏まえ、今後も県民の皆様によりわかりやすい表現に努めるとともに、より多くの方に計画をご覧いただけるよう努めてまいります。
76	7	計画が策定された後は、従前以上に活用を促進するために、ダイジェスト版等を作成し、ホームページで公開したり、県立の高校等での配布も検討してはどうか。	5	ご意見を踏まえ、幅広く県民の皆様により計画をご覧いただけるよう概要版の作成や県ホームページでの公開等について検討してまいります。
77	7	なぜ概要版がないのか。同時期に意見募集している「ヘルスケア・ニューフロンティア戦略（素案）」や「神奈川県保健医療計画（改定素案）」などには概要版がついています。県として意見募集する際の統一した見解はないのか。 「神奈川県地域福祉支援計画（改定素案）」は、100ページ近いボリュームであり、できるだけ多くの人から意見募集する姿勢としては、概要版が必要ではないか。	5	ご意見を踏まえ、今後、概要版の作成について検討してまいります。また、計画改定時のパブリックコメントでは、概要版等要点を記載した資料を作成するなど、広く県民からご意見をいただけるよう努めてまいります。

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
		※記載のページは、改定計画素案のページを記載しています。		※記載のページは、改定計画のページを記載しています。
78	7	計画期間は3年間とのことであるが、長さとしては適当なのか。3年間ではそれほど大きな改定期間ではないように思う。介護保険事業計画の期間と合わせた方が都合がよいのかもしれないが、地域福祉の計画は、保険料を決めるためのものでもないもので、5年程度の計画期間でも問題ないのではないか。	5	今回、神奈川県地域福祉支援計画を改定するにあたり、「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」と計画期間や見直し時期を合わせることで、計画間の整合性を図ることとしました。
79	7	いろいろな市町村の取組事例が掲載されているので、他市町村にとって大いに参考になるのではないかと思った。県計画は、こうした形で市町村支援することも重要だと思う。	5	ご意見を踏まえ、地域福祉の推進のため、様々な形で市町村に対する支援を実施します。
80	7	「神奈川県地域福祉支援計画」は、単に計画書としての体裁だけではなく、「取組事例」が多く掲載されているなど、“読み物”としても非常に興味深い内容になっていると思う。	5	ご意見を踏まえ、市町村や社会福祉法人等の取組事例の紹介など、今後も県民の皆様にはわかりやすい計画の作成に努めてまいります。
81	7	県民にもこの計画に対する意見を求めているが、健常者や耳の不自由な方だけではなくより多くの県民が意見を言えるようにしてはどうか（例：点字の計画書の作成や計画書を音声で伝える等）。	5	ご意見を踏まえ、次期計画改定時には、点字の計画書の作成等について検討してまいります。